

アイネス ホットと通信

愛称...アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。

i.....愛情・情報・私
ne...新しさ (= new)
 次の時代 (= next)
s.....消費
s.....参画



No.17
2006.3



INDEX

男女共同参画のひろば	2~6
消費生活のひろば	7
アイネスからのお知らせ	8

おおいた発

「きらり 女性のチャレンジモデル集」

発行：大分県消費生活・男女共同参画プラザ



アイネス相談ダイヤル

消費生活等相談 097-534-0999

消費生活特別相談 097-534-4034

第2・4土曜日 (13:00~16:00) ... 一般消費生活相談
第2・4日曜日 (13:00~16:00) ... 多重債務・ヤミ金関連

食品表示110番 097-536-5000

男女共同参画についての申出 097-534-8477

女性総合相談 097-534-8874

県民相談 097-534-9291

男女共同 参画の ひろば

いつでも、どこでも、誰でも

あなたのチャレンジ応援します！

世界的にみても日本の女性の能力は、今、社会で十分に活かされているとはいえません。また、社会経済情勢の急激な変化や価値観の多様化に対応し、「一人一人が豊かさを感じられる社会」を実現するためにも、国をはじめ県や市町村、企業・団体、NPO等と一緒に、いま「女性のチャレンジ支援」の取組が進められています。女性のみなさまのチャレンジが進むと、新しい発想や価値を生み出し、社会全体の活力や生活におけるゆとりをもたらします。諸制度の見直しが進み、女性にとっても男性にとっても、多様な生き方、働き方の選択が可能になります。

そのため、いま、女性のみなさんのチャレンジが期待されています。

「チャレンジ」は、一部の選ばれた人に向けたメッセージではありません。「キャリア」は、仕事の中でだけ得られるものでもありません。あなたがこれまで歩んできた道のり、そのすべてが立派な「キャリア」です。いつでも、どこでも、誰でも...思い立った今が「チャレンジ」の時です。こわがらずまず一歩。そこからすべてが始まります。なりたい自分になるための、小さな一歩を踏み出してみませんか。



国では...

国の男女共同参画会議において、さまざまな分野における女性のチャレンジ支援策について調査審議を行い平成15年4月に意見がまとめられました。提言の中で特に重点的な取組として 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、身近なチャレンジモデルの提示、チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備、が示されています。

また、女性のチャレンジとしては、政策・方針決定過程に参画し活躍することをめざす「上」へのチャレンジ、従来女性の少なかった分野に新たな活躍を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等で一旦仕事を中断した女性の「再チャレンジ」、の3つのチャレンジを推進することが必要とされています。

なかでも、出産後も仕事を継続、再開することを希望する女性が安心して出産、育児を選択することを可能にする「再チャレンジ支援」は特に重要とされ、平成17年12月には「女性の再チャレンジ支援プラン」が示されています。

大分県では...

平成17年4月に「大分県男女共同参画チャレンジ支援ネットワーク会議」を設置し、県をはじめ行政や企業・団体、NPO等が連携し、女性のみなさんがチャレンジしやすい環境づくりや具体的な支援を行っています。

今後は、再就職や起業、NPO活動等再チャレンジを志すみなさんに役立つ講座等も開催する予定です。

チャレンジを応援する総合情報サイト 「おおいた女性チャレンジサイト」

(<http://apli1.oitall.jp/iness/index.cfm>)

県内支援機関の紹介
イベントカレンダー
(各種講座やセミナーの開催情報)
私たちのチャレンジ
(県内の好事例を紹介) など

夢を形に！お気軽にご支援ください アイネス「女性のチャレンジ相談」

「何からはじめればいいのか」「どこに相談したらいいのかわからない」...。そんなときはアイネスに。お気軽にご相談下さい。
電話相談・来所相談とも
毎週木曜日 9:00～16:30
(祝休日、12/29～1/3は除く)
まずは、お電話ください。 097(534)4034

身近なチャレンジ 「おおいた発 きらり 女性のチャレンジモデル集」

チャレンジしたい女性のための小冊子です。県内で仕事や地域活動にチャレンジし、輝いている方々をご紹介します。あなたのチャレンジにお役立てください。

*「おおいた女性チャレンジサイト」でもご覧頂けます。

インターネット利用サービス

毎日9時～17時15分

(但し、第3日曜日と12/29～1/3は除きます)

アイネスOA研修室無料開放

第2・4木曜日の13時～16時30分

新連載「チャレンジ きらめきと〜く」第2回

県内で仕事や地域活動などにチャレンジし、いきいきと輝いている女性をご紹介します。



にの みや

二宮 みほさん

プロフィール

広告企画「アドクリエイティブ オレンジバード」代表
大分子育て応援HP「ちよるまま大分」運営。(http://www.chorumama.com)
杵築市在住、2児の母。
HPのコンセプトそのままの「アクティブでポジティブ」な女性です。
連絡先: postmaster@chorumama.com

【二宮さんのチャレンジ、お聞かせ下さい。】

大分子育て応援HP「ちよるまま大分」は今年の8月で丸4年を迎えます。現在、最大限チャレンジしているのは、今以上に魅力のあるサイトにするべく、スタッフと協力して、良質な情報提供をやっていくということです。サイトの規模は関係なく、大分の子育て中のお母さん達が、大分での育児を楽しめるようなサイトにしていけることが、最大の目標ですね。

これからチャレンジしたいことは、事業としての展開。個人経営から会社経営への移行を目指します。

「大分の主婦でも、ここまで出来る！」ということをやっているのだから、大分の子育てママ達への起爆剤に自分になりたい。そして、いつまでも『ちよるまま』を存続させて、将来的には「大分の女性のためのサイト」にまで育てていけたら...と、思っています。

「大分に、『ちよるまま』があってよかった。」そんなユーザーの声を支えに、日々、頑張るだけです。誰もやっていない。だからこそ、そこに道があるような気がします。

ひとことメッセージ

行動を起こすか、そうでないか。選択はその一つだけ。今始める事に、「手遅れ」なんていう言葉は存在しない。いくつになっても、輝ける女性はとても魅力的だと思う。そして、「主婦」ってすごい能力を持っていると思う。

3/21(祝)はアイネスへ!

「あなたの生き方応援セミナー」

参加無料

託児有 1才以上未就学のお子さん

今の時代、生き方の選択肢はさまざま。道は開かれているというけれど、悩みも尽きませんよね。みなさんの「？」に答えるセミナーです。どなたでもお気軽にご参加ください。

講演 (13:30~15:10) (定員150名)

「なりたい自分になる？」

～ゆとりある生き方を目指して～

ジャーナリスト竹信三恵子さんが、経済変動の中での男女の働き方、少子高齢化、社会保障、女性政策などなど、目からウロコの話の本音でわかりやすく解説。



(プロフィール)

朝日新聞記者/ジャーナリスト

暮らしや労働に関わる報道や取材を精力的に行い、全国に発信。女性にとっても男性にとっても人間らしい持続可能な働き方や、社会政策のあるべき方向を模索し続けている。

著作:『女の人生選び』『「家事の値段」とは何か』『日本株会社の女たち』『ワークシェアリングの実像』ほか

ミニ講座 (15:20~16:30) (定員各20名)

「セクハラは労災」の時代です

講師: NPO法人えばの会

『頑張る私の落とし穴~シンデレラコンプレックスと家族法~』

ファシリテーター: 加納みよさん (NPOぷぷら)

ゲスト: 中村多美子さん (弁護士)

『資格をどう取る? どう活かす?』~資格をとって独立開業する方法~

講師: NPO法人キャリアネットワーク華

自分の経済は自分で創る! 『月収5万円増やそうよ』

講師: きらくに合資会社 (木本直實)

女性のための特別相談 (9:00~12:00)

女性弁護士による法律相談 (定員10名)

家庭、地域、職場等での相談に応じます。

/ 相談時間お一人30分以内

女性のチャレンジ相談 (定員6名)

専門家によるキャリアカウンセリング/ 相談時間お一人50分以内

主催 大分県・NPO法人女性と子どもの性と人権を考える市民ネット えばの会

申込 「講演」「ミニ講座」ご希望の方は、お名前 ご住所 希望のミニ講座名 託児希望される方はお子さんの人数と年齢を明示のうえ、郵便、FAX、e-mail (a13030@pref.oita.lg.jp) でお申し込みください。<切3月15日(水)>
「女性のための特別相談」(女性限定)ご希望の方は、電話(534-8874)でお申し込みください。
<切3月15日(水)>

平成17年度 大分県男女共同参画関連講座・研修会

アイネス実施講座

おとなの学び講座 【委託先】社団法人大分県地域婦人団体連合会

男女共同参画に関する体系的な学習機会を提供し、地域における推進者の養成を目指しました。

入門編

- ・日 時 平成17年10月～12月 平日コース・土曜日コース 各4日間
- ・場 所 アイネス
- ・受講者 平日コース 27名 土曜日コース 33名

	カリキュラム	講 師
1	男女共同参画とは？	NPO法人福岡ジェンダー研究所 主任研究員 長谷川伸子さん
2	自分らしく生きる～ジェンダー論～	
3	家族の法律問題	リブラ法律事務所 弁護士 中村多美子さん
4	ネットの法律問題	
5	メディアの中の女と男 ～CMを分析する	西宮男女共同参画センター 専門員 小川真知子さん
6	メディアの中の女と男 ～新聞、ニュースを分析する	
7	映画（公開講座）	映画『ヘアテの贈りもの』
8	「男女共同参画社会」について考える（公開講座）	中央学院大学法学部 教授 大村芳昭さん



実践編

- ・日 時 平成17年12月～平成18年1月 3日間
- ・場 所 アイネス
- ・受講者 26名

	カリキュラム	講 師
1	映画（公開講座）	映画『ヘアテの贈りもの』
2	「男女共同参画社会」について考える（公開講座）	中央学院大学法学部 教授 大村芳昭さん
3	国際社会は今...～女性差別撤廃条約～	明治大学情報コミュニケーション学部 助教授 堀口悦子さん
4	日本の現状～これから私たちにできること～	
5	参画社会へのエンパワーメント	京都府立大学人間環境学部 教授 上野勝代さん
6	仕事おこし・まちづくり	



女性のためのリーダーシップ養成講座 【委託先】NPO法人アシスト・パル・オオイタ

職場や地域でリーダー的役割を担う女性を対象に、実践力を養う講座を開催しました。

- ・日 時 平成18年2月～平成18年3月 3日間
- ・場 所 アイネス他
- ・受講者 42名

	カリキュラム	講 師
1	『各分野のリーダーから学ぶ』 ・事例発表 「地域で、組織で！先輩たちの奮闘！」	佐伯市蒲江観光協会 会長 橋本正恵さん
2	・トークセッション 「リーダーシップがとれる人の資質とは？」	宇佐市安心院ドリームファーマーズ 代表 宮田宗武さん 別府市鉄輸入舟荘 女将 後藤美鈴さん
3	『社会貢献活動と地域交流』 ・ボランティア体験 ・地域リーダーとの交流	宇佐市院内手づくりおやつのお店 代表 安部功子さん
4	『夢を求めて』 ・パワフル講座「映画“三丁目の夕日” の時代の女性たちはみんなパワフル！」	コピーライター 吉田寛さん
5	・公開講座「夢の実現」	絵本作家 葉祥明さん



大分県では、男女共同参画をめぐる様々な課題について学んでいただく講座や研修会を各種開催しています。本年度も多くの方が参加され、講師の先生や受講生のみなさんとの出会い中で、さまざまな「学び」や「気づき」を得られたようです。

来年度も、楽しく学べる講座を種々企画してまいりますので、ぜひご参加ください！！

私育でのウォームアップ講座

人間関係に起因する悩みや問題を抱えている女性を対象に、適切な情報提供を行いながら自分自身で問題解決する力の涵養を図りました。

- ・日 時 平成17年10月～平成18年2月 5日間
- ・場 所 アイネス
- ・受講者 15名（アイネス女性総合相談利用者等）

	カリキュラム	講 師
1	自己表現トレーニング（コミュニケーション）	別府大学人間関係学科 教授 大嶋美登子さん
2	からだところのエクササイズ	大分音楽療法研究会 理事 渡辺洋子さん
3	女性のための法律知識	リブラ法律事務所 弁護士 中村多美子さん
4	女性のからだと病気について （ストレス・更年期障害など）	大分県福祉保健部健康対策課 参事 神品実子さん
5	自尊感情をはぐくむ・まもる	別府大学人間関係学科 教授 大嶋美登子さん



県民生活・男女共同参画課実施講座

DV被害者支援研修会～配偶者からの暴力のない社会をめざして～

大分県DV対策基本計画を広く周知するとともに、暴力は許されるものではないという意識を社会全体で共有することを目的に開催しました。

- ・日 時 平成18年2月24日
- ・場 所 大分県労働福祉会館（ソレイユ）
- ・受講者 150名

	カリキュラム	講 師
1	・「大分県DV対策基本計画」概要説明	
2	・講演「愛という名の管理・支配」 ～ドメスティック・バイオレンスとその対応～	さよウィメンズ・メンタルクリニック 院長 竹下小夜子さん



「ちょいモテオトコ」生き方講座

男性を対象に、自分にあった働き方や生き方を考える講座を開催しました。

- ・日 時 平成18年2月11日、18日 2日間
- ・場 所 大分市コンパルホール
- ・受講者 34名

	カリキュラム	講 師
1	・講演 「男性からみた、男女のよりよい関係 ～男と女はよきパートナー～」	メンズサポートふくおか 代表 原健一さん
2	・料理講座 「家でも作れる居酒屋料理」	知子料理教室 主宰 高橋知子さん
3	・講演 「熟年離婚」から学ぶ家族間コミュニケーション ～あなたの家庭は大丈夫？～	男の生活塾・大分 代表 山本真一さん
4	・料理講座 「麺づくりから始める本格パスタ」	ホームメイド協会大分校 講師 小野恵子さん



～配偶者からの暴力のない社会をめざして～ 「大分県DV対策基本計画」を策定しました。

県では、配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）のない社会の実現をめざしています。

このたび、DVを防止し、被害者を支援するための施策を総合的かつ計画的に進めていくために、「大分県DV対策基本計画～配偶者からの暴力のない社会をめざして～」を策定しました。

県民のみなさまには、本計画の素案に対して、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

今後は、本計画に基づき、各種施策を推進してまいります。

計画の全文は、県庁ホームページに掲載しています。詳細については、
県民生活・男女共同参画課（☎097-536-1111 内線3048）までお問い合わせください。



計画のおもな内容

被害者を支援する取組

- ▶ DVは家庭内で行われることから、発見が難しく被害が表に出にくい傾向にあるため、医療関係者や民生委員児童委員など被害を発見しやすい立場にある人に対する広報・啓発に努め、迅速な通報につながる体制づくりを行います。
- ▶ 被害者支援の中心的役割を果たす「配偶者暴力相談支援センター」の機能を強化します。
- ▶ 被害者支援にあたる関係機関が共通認識のもと、円滑に連携・協力して支援を行うため、相談・対応マニュアルを作成し、よりよい支援をめざします。
- ▶ 被害者にとって身近な地域でも、適切な支援が受けられるよう、県から市町村に対して、支援体制の整備を要請します。
- ▶ 外国人・障がい者・高齢者である被害者も等しく支援が受けられるよう、配慮します。
- ▶ 被害者の子どもに対しても、児童虐待防止関係機関と連携を密にし、心のケア等適切な支援を行います。
- ▶ 住宅、就労、各種援護制度の活用など、被害者が生活基盤を確立するための支援を行います。

DVのない社会をつくるための取組

- ▶ DVに関する講演会や研修会、またテレビ、ラジオ、新聞など様々な広報媒体を活用し、県民に対する広報・啓発を行い、DVは決して許されるものではないという意識を社会全体に広めていきます。
- ▶ 未来の被害者・加害者を生まないため、DV予防の観点から、高校生、大学生等若年者に対するデートDV防止啓発を行います。

取組を行うための体制整備

- ▶ 被害者支援には、福祉、警察、司法、教育、人権擁護機関、民間団体等多くの機関がかかわるため、関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを行います。
- ▶ 各取組を行う際には、被害者支援のための豊富なノウハウを持つ民間団体との連携・協働に努めます。

悪質訪問販売業者を九州4県で 同時行政処分

大分、福岡、佐賀、熊本の4県は、平成18年1月26日付けで、九州北部各県で主に学生らと水道点検の契約を結んでいた事業者に対し、特定商取引法に基づく指示に併せ、県条例による勧告を行った。これは、九州では初めての取り組みである。また、今後も連携して行政処分などを行うため、「九州北部悪質事業者対策会議」を設置し、2月15日に福岡市で初会合を開いた。

事件の概要及び違反行為

当該事業者（NSS日本水道サービス：福岡市）は、主に学生アパート・マンションを訪問し、水道点検・補修などの業務提供を業とする訪問販売事業者である。違反行為は以下のとおり。

（1）特定商取引法関係

【不実の告知】

- ・すべての給水装置トラブルに対応可能であるかのように言って勧誘した。
- ・勧誘に際し「家主から委託を受けている」「アパートの住人全員に加入してもらっている。加入していないのはあなただけ」などと嘘を言って勧誘した。
- ・申込みの撤回を申し出た消費者に対し、一度契約したら取り消しできないと拒否した。

【履行遅延】

消費者がクーリング・オフしたにもかかわらず、契約金の返還を6ヶ月以上遅延している。

【書面不備】

契約締結に際し、法に規定された事項の一部が記載されていない不備の書面を交付した。

（2）県消費生活条例関係

【損害賠償額制限】

契約金の支払いが遅延した場合で事業者が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問1回につき5,250円を支払うものとする契約をさせた。

違反に対する対応

（1）特定商取引法に基づく指示

- ・勧誘に際し、不実を告げる行為をしないこと。
- ・契約の解除によって生ずる契約金の返還を遅延しないこと。
- ・契約に際し、内容不備な書面を交付しないこと。

（2）県消費生活条例に基づく勧告

消費者に不当に高額又は高率な負担を求める損害賠償や違約金条項を設けた契約を締結させる行為をしないこと。

今後の予定

- （1）指示等に対する改善報告を県知事に提出させる。
- （2）今後の是正状況を監視する。
- （3）改善が図られない場合は、法に基づき業務停止命令を行うとともに、条例に基づき勧告に従わない旨の公表を行う。

相談カルフ

- ・多機能が使えぬ父さん、迷惑メールの被害なし
- ・架空請求の常とう手段は「料金未納最終通告書」
- ・あれも無視、これも無視、みんな無視、きっと無視...（架空請求対処の歌）



年間利用者募集

(アイネスルームの団体専用ロッカー・メールボックス)

団体専用ロッカー

- * 目的：団体活動に必要な物品などの保管
- * 対象：アイネスを利用する団体
- * 利用料：1ロッカーにつき年額2,400円

メールボックス

- * 目的：各団体間の連絡、チラシ配布などに利用
- * 対象：営利目的以外の団体
- * 利用料：無料(1団体につき1ボックス利用可能)

その他

- * 利用期間は、いずれも平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- * メールボックスからの発送、メールボックスでの郵便物の受け取りはできません。
- * 申し込み方法については、アイネスにお問い合わせください。

引っ越しのポイント



毎年3月中旬から4月初旬は、引っ越しのシーズンです。引っ越しが決まったら早めに準備しましょう。特に一人暮らしをする学生や社会人のみなさんは、国土交通省が引っ越しに関する利用者と事業者の約束事を定めた「標準引越運送約款」(以下「約款」。)を基に、事業者に見積りをしてもらいましょう。

トラブル防止のために、見積り時にしっかりと打ち合わせを行いましょう。

パソコン等壊れやすいものは、事前に運送事業者と相談しましょう。

引っ越し料金は、運賃・料金(トラックの大きさや必要台数、作業時間、輸送距離で算出)+実費(作業スタッフの人員費、梱包にかかる費用など)+付帯サービス料(その他のサービス)から算出されています。

約款では都合により解約または延期した場合手数料がかかることになっています。

引っ越し予定日の前日

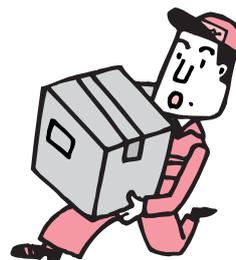
見積書に記載した運賃の10%以内

引っ越し予定日の当日

見積書に記載した運賃の20%以内

また、解約した場合は、既に発生した費用(見積書に明記したものに限り)は負担しなければなりません。引っ越しが終わったあとは、必ず荷物チェックをしましょう。

荷物の一部が壊れていたり、大きな傷があった場合には、運送事業者に連絡しましょう。発見が遅れると、事故原因や因果関係が不明瞭となるため、できる限り早めに荷物の確認をしましょう。約款では運送事業者の責任は、荷物を引き渡した日から3ヶ月以内となっています。



贈る言葉

初めて一人暮らしをする
子供たちへ



3月、4月は新生活のスタートです。大学生や新社会人となり、親元を離れ生活を始める人達が多くなります。これからは一人で考え行動することが多くなりますので、次のことに注意しましょう。

親元を離れる前に、親子でお金の使い方について話し合ってみましょう。必要以外のカードは作らず、カードの管理は責任を持って行うようにしましょう。携帯電話やパソコン(インターネット)から怪しげなサイトにアクセスしないようにしましょう。

若者をターゲットにしたデパート商法や訪問販売等に注意しましょう。

契約はすぐにしないで、家族と相談しましょう。

何か困ったことがある場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターはあなたの強い味方です。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

〒870-0037 大分市東春日町1-1(NS大分ビル内) TEL:097-534-4034(代表) FAX:097-534-0684

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>

Eメール a13040@pref.oita.lg.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています